

岩手県告示第842号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業を行う事業所の指定を次のとおり取り消した。

平成28年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
0371600123	株式会社明進	訪問介護事業所一本木の館	滝沢市後268番地546	平成28年11月14日